

地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱

(通則)

第1条 地域情報通信基盤整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、地理的な制約から民間事業者の投資による情報通信環境の整備が期待できないことにより情報格差が生ずる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又はその連携主体（交付金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委任をして実施することを約した複数の市町村をいう。以下同じ。）に対し、地域情報通信基盤整備推進交付金事業（以下「整備事業」という。）に要する経費の一部について交付金を交付することにより、地域の知恵と工夫を活かしつつ効果的かつ効率的な情報通信基盤整備を促進し、もって地域の情報格差を是正することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、整備事業とは、地域の情報格差の是正を図るために必要となる施設及び設備の設置の事業をいう。

2 整備事業は、市町村若しくはその連携主体（次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において事業を行うものに限る。以下「特定市町村」と総称する。）又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）が行うこととする。

- (1) 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）
- (2) 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
- (3) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域をいう。）
- (4) 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振

興対策実施地域として指定された地域をいう。)

(5) 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）

(6) 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）

(7) 前各号に掲げる地域に類する地域であって、沖縄県に所在するもの

3 合併により前項各号に掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、これを前項の市町村とみなして、この条を適用する。

（交付対象経費）

第4条 交付金交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

（交付額）

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる市町村又はその連携主体に交付金を交付する。

ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり100万円をそれぞれ下限とする。

区分	額	対象となる市町村
特定市町村が整備事業を行う場合	交付対象経費の3分の1に相当する額	当該特定市町村
整備事業を行う第三セクター法人に対し、市町村又はその連携主体が交付対象経費の4分の1以上を補助する場合	交付対象経費の4分の1に相当する額	当該市町村又はその連携主体

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第6条 市町村又はその連携主体は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額とし

て控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。) を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(整備計画の策定)

第7条 この交付金を受けようとする市町村又はその連携主体は、次に掲げる事項を記載した整備計画を作成し、総務大臣へ提出しなければならない。

- 一 整備計画の対象地域
 - 二 整備計画期間
 - 三 整備計画の目標
 - 四 対象地域における整備方針
 - 五 目標を達成するために必要な整備事業
 - 六 整備事業の総事業費
 - 七 関連事業（整備計画の目標の達成を図るため、整備事業に関連して実施される整備事業以外の事業等をいう。）
 - 八 整備計画の評価に関する事項
 - 九 その他必要な事項
- 2 総務大臣は、市町村長から前項の規定に基づく整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村に対し通知する。
- 3 前2項の規定は、整備計画を変更する場合に準用する。

(整備計画の事後評価)

第8条 市町村は、整備事業の終了後に、整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、総務大臣に報告をしなければならない。

- 2 総務大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

(交付決定の通知)

第9条 大臣は、第6条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項により交付金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、第6条第2項ただし書による申請がなされたものについては、交付金に係る消費税仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 交付金の交付決定通知を受けた市町村又はその連携主体（以下「整備事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 整備事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知

があった日から 20 日以内に、様式第 3 号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第 11 条 整備事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第 4 号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の額の 20 % を超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。
- (2) 整備事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 整備事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 整備事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、整備事業者の自由な創意により計画変更を認めることができ、より能率的な整備事業の目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 整備事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 整備事業者は、整備事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第 5 号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第 12 条 整備事業者は、整備事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第 6 号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 13 条 整備事業者は、整備事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第 7 号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 整備事業者は、整備事業が完了したとき（整備事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、事業を行う者が特定市町村である場合にあっては様式第 8 号、第三セクター法人である場合にあっては様式第 8 号の 2 による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 整備事業者は、整備事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

3 整備事業者は、第 1 項の報告を行うに当たり、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第 15 条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る整備事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第 11 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると

認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第9号による交付金の額の確定通知書により整備事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、整備事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第16条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 整備事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第10号による交付金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 整備事業者（特定市町村を除く。）は、第1項ただし書により交付金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接整備事業者である第三セクター法人に交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 大臣は、第11条第2項の整備事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 整備事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 整備事業者が、交付金を整備事業以外の用途に使用した場合
- (3) 整備事業者が、整備事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、整備事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第18条 整備事業者は、整備事業完了後に、消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号の報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(整備事業の経理)

第19条 整備事業者は、整備事業の経理について整備事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなければならない。

(間接交付金交付の際付す条件)

第20条 直接整備事業者たる市町村又はその連携主体は、整備事業を行う間接整備事業者である第三セクター法人に交付金を交付するときは、第10条から前条まで及び第22条の規定に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならぬ。

- (1) 第三セクター法人が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ整備事業者である市町村の長（整備事業者が市町村の連携主体である場合は、当該連携主体を代表する市町村の長。次項において同じ。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - (2) 第三セクター法人が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を整備事業者に納付せることがあること。
 - (3) 第三セクター法人は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 整備事業者は、前項により付した条件に基づき市町村の長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第12号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - 3 整備事業者は、第1項第2号により第三セクター法人から整備事業者に財産処分による納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(直接交付金交付の際付す条件)

第21条 特定市町村は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第12号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 大臣は、特定市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付せることがある。
- 3 特定市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の承認の例外)

第22条 第20条第2項及び前条第1項の規定による財産処分に関する大臣の承認につ

いては、大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分（取得価格が単価50万円以上のものに限る。）であって整備事業者が様式第12号による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があつたものとみなす。ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

- 2 整備事業者及び間接整備事業者が取得した土地については、前項による財産処分のほか、総務省所管交付金交付規則第8条別表に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があつたものとみなす。

（契約）

第23条 間接整備事業者は、整備事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、整備事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（収益納付）

第24条 整備事業者（特定市町村を除く。）は、整備事業によって整備された施設の貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該整備事業を行う間接整備事業者に対し、収益の一部を整備事業者に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 整備事業者は、前項の規定により間接整備事業者から施設の貸与による納付があつたときは、交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 大臣は、整備事業者に、整備事業によって整備した施設の貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。
- 4 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

（書類の提出）

第25条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該市町村（市町村の連携主体を代表する市町村を含む。）の所在地を管轄区域とする各総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

（その他必要な事項）

第26条 交付金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月10日から施行する。
- 2 平成17年4月1日付け総情地第18号による電気通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により現に補助金が交付又は交付決定されている次に掲げる事業については、なお従前の例による。
- (1) 自治体ネットワーク施設整備事業
- (2) テレワークセンター施設整備事業

- (3) 情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業
- (4) IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業
- (5) マルチメディア街中にぎわい創出事業
- (6) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業
- (7) 地域インターネット導入促進基盤整備事業
- (8) 民間能力活用特定施設緊急整備事業

4 この要綱の施行の際、旧要綱附則第6項の規定によりなお従前の例によるものとされている次に掲げる事業については、なお従前の例による。

- (1) 移動信用鉄塔施設整備事業
- (2) 民放テレビ放送難視聴解消事業
- (3) 民放中波ラジオ放送受信解消事業
- (4) 都市受信障害解消事業
- (5) 地域インターネット基盤整備事業
- (6) 広域的地域情報通信ネットワーク基盤整備事業

5 この要綱の施行の日前の要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、旧要綱の規定によりしたものとみなす。

6 「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に基づき平成21年度予算により地域の情報格差の是正を図るために必要となる施設及び設備を設置する地域であって、ブロードバンド・ゼロ地域及び定住自立圏の形成が見込まれる市町村については、この要綱の第3条第2項の規定にかかわらず、特定市町村とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月30日から施行する。
- 2 「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に基づき平成21年度予算により実施される事業については、この要綱中第3条第2項の規定にかかわらず、次のように読み替えて適用することができる。

（定義）

第3条 この要綱において、整備事業とは、地域の情報格差の是正を図るために必要な施設及び設備の設置の事業をいう。

2 整備事業は、市町村若しくはその連携主体（次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において事業を行うものに限る。以下「特定市町村」と総称する。）又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）が行うこととする。

- (1) 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）
- (2) 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
- (3) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島

振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域をいう。）

- (4) 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - (5) 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
 - (6) 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
 - (7) 前各号に掲げる地域に類する地域であって、沖縄県に所在するもの
 - (8) ブロードバンド・ゼロ地域（ブロードバンドが利用できない世帯の存在する地域）
(ブロードバンド・ゼロ地域の解消に資する事業に限る。)
 - (9) 定住自立圏の形成が見込まれる市町村
- 3 合併により前項第1号から第7号までに掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、これを前項の市町村とみなして、この条を適用する。

別表

区 分	内 容
1 本体メニュー 地域の情報格差解消のために必要な施設又は設備であって、整備事業を実施する上で中核となるものの設置に要する経費	(1) 施設・設備費 ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 衛星地球局 (ウ) 受信アンテナ施設 (エ) ヘッドエンド装置 (オ) デジタル加入者回線多重化装置 (カ) 光電変換装置 (キ) 光成端架 (ク) 線路設備（中継装置及び分岐装置を含む。） (ケ) 無線アクセス装置 イ 附帯工事費 (2) 用地取得費・道路費 ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

<p>2 附帯メニュー</p> <p>1 の施設又は設備に付隨して効用を発揮する施設又は設備の設置に要する費用</p>	<p>(1) 施設・設備費</p> <p>ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) センター施設 (イ) 局舎施設 (ウ) 外構施設 (エ) 電源供給施設 (オ) スタジオ施設 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 管理測定装置 <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p> <p>(2) 用地取得費・道路費</p> <p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>
--	--